

令和 4 年度第 1 1 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 4 年 8 月 3 0 日

担当部・課：保健福祉部保健福祉総務課〔内線 2 4 5 2〕

① 件 名
住民税非課税世帯等臨時特別給付金に係る確認書の提出期限延長について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>当該給付金の令和 4 年度非課税世帯への支給に当たり、課税情報を活用したプッシュ型給付を行うこととなり、本市では、令和 4 年 7 月上旬から、対象世帯（約 3, 0 0 0 世帯）に対し住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給要件確認書（以下「確認書」という。）を送付している。</p> <p>本給付金の当初基準日（令和 3 年 1 2 月 1 0 日）より後に、本市に転入した対象世帯（約 4 0 0 世帯）については、転入前市町村における課税状況や本給付金の支給状況を確認するため、一定の時間を必要としたことから、令和 4 年 8 月下旬に確認書を送付している。</p> <p>【目的】</p> <p>受給資格がある世帯が、確実に確認書を提出できるよう提出期限を延長し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている住民税非課税世帯の生活支援を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>令和 4 年度石巻市子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）支給事務実施要綱（令和 3 年告示第 7 2 8 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいをもち自分らしく健康に暮らせるまち</p> <p>第 5 節 みんなが共に支え合う地域共生社会の実現</p> <p>1 地域での孤立防止を推進する</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 3 年 1 2 月 市議会第 4 回定例会において関係補正予算議決 令和 3 年度石巻市子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）支給事務実施要綱の制定 令和 3 年度第 1 8 回庁議提案（報告）</p> <p>令和 4 年 2 月 令和 3 年度非課税世帯等へ給付金支給開始</p> <p>3 月 関係予算専決（繰越明許）</p> <p>4 月 令和 3 年度石巻市子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）支給事務実施要綱の一部改正 ⇒要綱名称等を改正（令和 3 年度を令和 4 年度に）</p> <p>5 月 令和 4 年度石巻市子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）支給事務実施要綱の一部改正 ⇒国の「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に基づく改正</p> <p>7 月 令和 4 年度非課税世帯へ給付金支給開始</p> <p>8 月 令和 4 年度石巻市子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）支給事務実施要綱の一部改正 ⇒確認書の提出期限を延長</p>

<p>⑤ 主な内容</p> <p>国の支給要領において、確認書の提出期限は、確認書の発行日から3か月以内を標準としており、8月下旬に約400世帯へ確認書を発送することを踏まえ、令和4年9月30日としていた提出期限を、令和4年10月31日まで延長する。</p>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>【影響・効果】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている住民税非課税世帯等への生活支援を図ることができる。</p> <p>【市財政への負担】 現計予算内で対応 （財源）住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金（国10／10） 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事務費補助金（国10／10）</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>本市を除いた県内13市の提出期限は、多賀城市が10月14日、仙台市、塩竈市及び富谷市が10月31日、角田市が11月30日、残る8市は9月30日となっている。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>令和4年 9月 確認書の提出期限延長について、ホームページ、新聞広告で周知 確認書の未提出世帯に対し、期限内の提出について勧奨通知 10月 確認書の提出期限延長について、市報10月号で周知</p>
<p>⑨ その他</p> <p>住民税非課税世帯等臨時特別給付金と併せ、1世帯当たり5,000円を支給している「石巻市灯油等購入費等給付金」についても、確認書の提出期限を令和4年10月31日まで延長する。 また、家計急変世帯については、国の支給要領に従い、従前どおり令和4年9月30日を申請期限とする。</p> <p>※家計急変世帯とは 令和3年度分又は令和4年度分の市民税均等割が非課税である世帯以外で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変し、世帯全員の令和4年度分の市民税均等割が非課税である世帯と同様の事情があると認められる世帯（直近の収入減少により、市民税（均等割）が非課税相当と見なされる世帯）。</p>